

当初認識時の資産・負債測定

——討議資料「財務会計の測定基礎——当初認識時の測定」を中心として

赤 城 諭 士

はじめに

本研究ノートは、国際会計基準審議会（以下、IASBとする）が2005年11月に公表した討議資料『財務会計の測定基礎——当初認識時の測定』¹（以下、討議資料とする。また、討議資料からの引用はパラグラフ数のみを示すこととする。）を取り上げ、そこでの検討内容と結論について整理し、その特徴を明らかにするものである。

資産・負債をどのように測定するべきかという問題は会計における中心的な問題の一つであり、過去には時価主義会計と呼ばれるいくつかの会計モデルが提唱された。そして、近年においては、主として貸借対照表を重視する観点から、金融商品など特定の資産・負債の時価評価が認められるようになっており、改めてこの問題が重要視されるようになってきている。これに対して、理論的基礎を提供するべき概念フレームワークは、「いつ、またはどのような環境のもとで、特定の測定基礎が利用されるべきかを決定するための概念的基礎を何一つ提供していない」（par.10）。そのため、会計基準および会計実務も首尾一貫性をもって資産・負債の測定を行っているわけではないのである²。こうした理由から、資産・負債の測定基礎を選択するための「合理性のある、首尾一貫した測定理論」、つまり、資産・負債の測定に関するルールが求められているといえる。

以上のような状況を受けて、IASBは資産・負債の測定基礎の選択に関する総合的な検討を行うためのプロジェクトに着手した。このプロジェクトは、資産・負債の測定について、「当初認識時」と「再測定時」という二段階に分けて進められる。このうち、前者の「当初認識時」についての検討成果が³、本研究ノートで取り上げる討議資料である³。以下では、討議資料の目的および範囲、そして検討手順を確認し、そのうえで順次その内容についてみていくことにしたい。なお、討議資料に対しては81通のコメント・レターが寄せられているが（コメント提出期限 2006年5月19日）、これらについては扱わないこととする。

1. 討議資料の概要

IASBが着手した資産・負債の測定基礎に関するプロジェクトは、「財務諸表上で認識される資産および負債の測定に関わるひとつの適切な基礎を選択する際、あるいは一組の基礎を選択する際の、関連する諸問題を確認し、これについて検討を加え、さらに勧告を行うこと」(par.3)を目的とする。当初認識時を扱う本討議資料はこのプロジェクトの第一段階と位置づけられるものであり、したがって、当初認識時に限定して、資産・負債の測定においていかなる測定基礎を採用すべきか、また複数の測定基礎を採用する場合、どのようなルールに従って適用するべきかを詮索することとなる⁴。

こうした望ましい測定基礎、あるいは測定基礎の選択ルールを検討するにあたり、討議資料ではまず、その検討対象を以下の8つの測定基礎に限定する。そして、各測定基礎が望ましいものであるかどうかを評価するための基準を示し、これに基づいて望ましい測定基礎、あるいは望ましい測定基礎の選択ルールを導き出すのである。

【表1】 検討対象となる測定基礎⁵

1. 歴史的原価 (Historical Cost)
2. 現在原価 (Current Cost)
3. 再生産原価 (Reproduction Cost) (資産)
4. 取替原価 (Replacement Cost) (資産)
5. 正味実現可能価額 (Net Realizable Value) (資産)
6. 使用価値 (Value in Use) (資産)
7. 公正価値 (Fair Value)
8. 剥奪価値 (Deprival Value) (=「企業にとっての価値 (Value to the Business)」)

上記の測定基礎を評価するための基準については、「概念フレームワークに収められている財務報告の目的、質的諸特徴、ならびに財務諸表の諸要素の定義から導き出されるべきである」(par.29)としており⁶、主としてIASBの概念フレームワークに基づき、(a)意思決定有用性、(b)有用な情報が備えるべき質的諸特徴(理解可能性、目的適合性、信頼性、比較可能性)、(c)資産概念および負債概念、ならびに(d)コスト/ベネフィットの考慮、を評価基準に挙げている。討議資料では、これらの基準に従って望ましい測定基礎を演繹的に決定していくのであるが、このうち、特に目的適合性⁷ならびに信頼性を重視する。そして、望ましい測定基礎となるための条件として、測定基礎が受け入れ可能な程度の信頼性をもって測定できることを挙げ、そのうえで、この一定水準の信頼性を有する測定基礎の

うち最も目的適合的なものが望ましい測定基礎となるという基準を示すのである⁸。

討議資料では、以上の基準に基づき、二段階で検討を進めている。つまり、まず全体的な問題について検討を加え、その結果を踏まえて個々の測定基礎の比較・分析に入るのである。ここで全体的な問題とは、すべての測定基礎に関係する諸問題であり、具体的には3つの問題を検討対象としている。ひとつは、市場価値とエンティティ固有の価値のいずれを測定するほうが目的適合的であるのか、という測定目的の選択に関わる問題である。もうひとつは、1つ目の問題で市場価値のほうが望ましいとの結論に至った場合、どの市場で決定された価格に基づいて測定を行えばよいのかという市場価値の決定に関わる問題である。これはより現実的な状況を想定したものであり、複数の市場の間、例えば入口市場と出口市場との間でその市場価値が異なる場合、入口市場と出口市場、どちらの市場価値のほうが目的適合性の点で優れているのかを検討することとなる。また、これに関連して、差異の生じる原因や関連する諸課題も併せて検討される。以上の二つは目的適合性に関する検討であり、信頼性水準の点で問題がないとの前提を置いて進められている。

最後の問題は、信頼性水準を判断する上で考慮すべき事項や関連する課題にいかなるものがあるか、という信頼性水準の決定にかかわる問題である。以上の三つの問題に関する検討結果を踏まえて、討議資料ではさらに、個々の測定基礎について比較・分析が行われることとなる。

ここで討議資料の最終的な結論を簡潔に述べておくと、当初認識時においては、資産・負債はすべて公正価値で評価することが望ましいとしている。しかしながら、公正価値はしばしば十分な信頼性をもって測定できない場合があるため、公正価値の代用品として他の測定基礎を適用するよう求められるのである。その結果、複数の測定基礎を選択適用することとなるのであるが、討議資料では、最後に測定ヒエラルキーという形でその選択ルールについての提案を行っている。

以下では、上述の三つの全体的な問題に関する検討、そして、それに続く個々の測定基礎に関する比較・分析を順に取り上げ、最終的な測定ヒエラルキーの提案に至るまでの内容について整理していくこととする。

2. 市場価値の測定とエンティティ固有の測定

全体的な問題の1つ目は、当初認識時の資産・負債の測定目的を「市場価値を測定すること」とする場合（＝市場価値測定目的）と、「エンティティ固有の測定を行うこと」と

する場合（＝エンティティ固有測定目的）のいずれが目的適合性の点で優れているのかというものである。この問題を考えるにあたり、討議資料ではまず、個々の市場参加者は所与の時点における特定の資産および負債の価値について、他と異なる独自の見解や期待を有している、との前提を置く。エンティティ固有の測定はこうした個々の市場参加者の見解や期待に基づいて行われるものである。そのため、エンティティ固有測定目的のもとでは、こうした個々の市場参加者（＝エンティティ経営者）のもつ期待やリスク選好を反映した資産・負債の測定値が貸借対照表上で表示されることとなる。

これに対して、市場価値の測定は、市場が存在することを条件に、そこで決定される価格に基づいて測定を行うものである。討議資料ではこの市場について、特に「効率的市場（efficient market）」を想定して説明を行い、そこにおいては競争的市場圧力が働く結果、個々の市場参加者の独自の見解や期待は、交換取引を通して1つの価格（＝均衡価格）へと解消されるとしている。なお、この市場価格は、「当該資産が同等のリスクと引き換えに現在入手可能な市場利益率を稼得するとの期待を反映する」（par.101）ものとなる。市場価値測定目的のもとでは、こうした個々の市場参加者の見解や期待が収束された結果として導き出される「市場価格」が貸借対照表上で表示されることとなるのである。

以上のことから、両者の相違は、将来キャッシュ・フローの金額、時期および不確実性、またリスク選好について、市場の期待を用いるのか、それとも個々のエンティティ固有の期待を用いるのかという点に集約することができるのである⁹。

討議資料では、こうした理解に基づき、二つの測定目的のうちいずれが目的適合性の点で優れているのかを検討するのであるが、検討にあたり、競争的市場圧力が作用した場合の市場価値の性質に注目する。そして、その場合、市場価値は、リスクに相応する現在の市場利益率を獲得すると期待する場合の将来キャッシュ・フローの現在価値を示すこととなり、また、その意味での市場価値の測定を目的とした場合、結果として測定には「期間比較可能性」や「企業間比較可能性」が与えられると指摘する。そして、こうした理由から、討議資料では、市場価値測定目的のほうがエンティティ固有測定よりも目的適合性の点で優れていると結論づけるのである¹⁰。

3. 複数の市場が存在し、その市場価値が異なる場合の資産・負債の市場価値の決定

前節では、目的適合性の観点から、当初認識時の資産・負債測定においてはその市場価値を測定することが望ましいとした。しかしながら、現実には複数の市場の間、例えば入口市場と出口市場で価格が異なる場合もある。このように、より現実的な状況のもとで、どの市場価値に基づいて資産・負債を測定すべきかという問題が全体的な問題の2つ目である。これに関連して、討議資料ではまず、入口市場と出口市場の市場価値が異なる場合、目的適合性の観点からはいずれの市場に基づいて当初認識時の資産・負債の市場価値を決定するのが望ましいのかという点を検討する。また、そのほか、市場価値の決定にあたり検討を要する課題を指摘し、そのうちの一部に対して提案を行っている。以下では、それぞれの内容について順にみていくこととする。

3-（1）入口市場と出口市場

当初認識時の資産・負債の測定値を決定する際に入口市場と出口市場のいずれを参照すべきかという問題を考察するにあたり、討議資料ではまず、資産・負債は、その当初認識時の測定に影響を及ぼすこととなる本質的な特性（＝「価値影響特性（value-affecting properties）」）を有するとの立場を採る。そして、この価値影響特性の点から、当該資産・負債の市場価値をより忠実に表現する市場価値を採用すべきとするのである。そのため、討議資料では、「資産や負債の市場価値ないしエンティティ固有価値を測定するうえでの第一段階は、その測定日における当該資産ないし負債の価値影響特性を正確に確認することである」（par.139）と述べている。

また、この価値影響特性は資産・負債の種類によって異なるとの立場を採っており、そのため、資産および負債を「契約上の権利・義務（contractual rights or obligations）」と「非契約資産（non-contractual assets）」とに区分し、各区分ごとにその「価値影響特性」を説明している。ここで、討議資料での説明内容をまとめると、表2の通りである（詳細については討議資料のパラグラフ139を参照されたい）。なお、討議資料では、「資産および負債の価値影響特性に関する徹底した調査は、本討議資料の対象とする予備調査の範囲を超えるものである」と述べており、これ以上の検討を行っていない。

【表2】資産・負債の分類と価値影響特性

グループ名	内 容	価値影響特性
契約上の権利・義務	広くは、以下を含むものとして定義される ¹¹ ： ①文書ないし口頭による協定、 ②エンティティの行為、あるいは慣習や実務による暗黙の契約、ならびに、 ③法律によって付与される権利、または課される義務	契約。契約は、期待キャッシュ・フローを導き出すための基礎、また当該資産ないし負債がさらされているリスクを規定し、その価格付けを行うための基礎を提供する。
非契約資産	使用ないし販売することにその価値が見いだされる有形・無形の資産 (設備や備品といった有形資産、あるいは特許権のような無形資産がこれにあたる)	有形ないし無形という特徴(その能力も含む)、当該所有権の性質、ならびに測定日における配置や状態が含まれる。

(討議資料の説明をもとに作成)

討議資料では、以上のような理解を踏まえて、異なる市場価値をもつ複数の市場が存在する場合とその原因について検討を加える¹²。例えば、小売業者の取り扱う商品の仕入価格(=卸売価格)と販売価格(=小売価格)、大量購入を行う場合や企業が特別な割引を受ける権利を行使する場合などがそうした考察のなかで取り上げられている。そして、入口市場と出口市場とでその市場価格が異なる場合、当初認識時の資産・負債の測定にあたりいずれの市場価値に基づくべきかという問題については、多くの場合、入口価値のほうが当初認識時の資産・負債の測定にとって目的適合的であると結論づけている。その理由は、「こうした市場で取引される資産および負債は、一般に、同日に測定される当該資産ないし負債と同一の価値影響特性をもつこととなる」(par.180) というものである¹³。

3-(2) 市場価値の決定に関わるその他の課題

次に、市場価値の決定にあたり検討を要するその他の課題についてであるが、これに関連するものとして、討議資料では、「測定単位」の問題と「取引コスト」の問題を取り上げている。以下、その内容について簡単に整理することとしたい。

まず、測定単位の問題であるが、これは測定対象を個々の資産・負債とするのか、それとも複数の資産・負債からなるグループとするのかという問題であり、「資産ないし負債の価値影響特性を決定するための不可欠の前提条件」(par.148) とされる。討議資料ではこれを、ポートフォリオ¹⁴を形成する場合と「別の資産ないし負債を生み出すために、個々の資産ないし負債を結合させる」(par.155) 場合とに大別している。

前者のポートフォリオを形成する場合については、暫定的な結論として、「当初認識時

における個別項目ないしポートフォリオの適切な測定単位は、一般に、報告エンティティが資産を取得する、ないし負債を引き受ける際の測定単位である」(par.152) との見解を示している。よって、個別に取引される場合は個別項目が、またポートフォリオ単位で取引される場合にはポートフォリオがその測定単位となる。これは、そうした測定単位が当初認識時の資産ないし負債の価値影響特性を示すと期待しうるとの理由によるものである。

後者の資産・負債の結合の問題は、具体的には、ある機械を他の工場設備と一体のものとして利用する場合、当該機械の市場価値を個別単位で測定するのか、それとも、他の工場設備とあわせた一つのより大きな単位に基づいて測定するのかというものである。これについて、討議資料では、暫定的な結論として、「当初認識時の非契約資産の適切な測定単位は、1つの識別可能な資産が、将来キャッシュ・フローの生成に貢献する準備ができた時点における、最も低い水準の統合である」(par.161) と述べている。そのため、可能な限り低い統合水準を単位として測定するよう求められるのである。

次に、取引コストの問題であるが、討議資料ではまず、取引コストについて、「資産ないし負債の取得、発行あるいは処分に直接帰属させることのできる増分コストであり、資産ないし負債の公正価値(=市場価値)を測定するという目的に照らして、その測定日に市場で回収することのできないものである」(par.195。なお、()部分を付加。)と定義する。そして、討議資料では、この取引コストは、当初認識時の資産ないし負債の市場価値を構成しない、との結論を示している。そのため、「取引コストは、市場価値測定目的のもとで入口価格と出口価格とに差異を生じさせるものではない」(par.198)のである。

4. 信頼性水準の決定に関わる諸問題

全体的な問題の3つ目は、信頼性水準の決定に関わるものである。当初認識時の資産・負債の測定基礎として選ばれるためには、当該測定基礎が受け入れ可能な程度の信頼性を有していなければならない。そのため、測定基礎の選択にあたっては信頼性の水準が問題とされるわけである。討議資料は、信頼性水準を決定する場合の重要な考慮事項は、信頼性の制約要因となる「(測定の)不確実性」であるとする。そのため、不確実性の種類とその性質について理解することが重要であるとし、これを「見積りの不確実性 (estimation uncertainty)」と「経済的不確実性 (economic indeterminacy)」とに大別して、それぞれの内容について説明を行うのである。以下、その内容についてみていくことにしたい。

まず、「見積りの不確実性」についてであるが、「見積り」という用語は、「不確実な既存の条件あるいは将来の結果に関する判断に関わるもの」(par.205)と説明される。討議資料ではその例として、金鉱山の金の埋蔵量に関する見積り(不確実な既存の条件)、また貸付債権から受け取られるキャッシュ・フローの将来の時期および金額に関する見積り(不確実な将来の結果)を挙げている。これらは、予見せざる要因によってその結果が変更されるかもしれないという意味で不確実性を有すると考えられる¹⁵。この見積りの不確実性については、討議資料は、IASBの概念フレームワークをもとに、それが「合理的な見積値(reasonable estimates)」となる場合には、信頼性を備えた測定になるとしている¹⁶。

次に、経済的不確実性(economic indeterminacy)¹⁷であるが、討議資料は、「会計における基本的な経済的不確実性は、裁量的な配分ないし帰属決定(attributions)に関わるものである」(par.214)と説明する。具体的には、ある項目の原価ないし価値を複数の資産に配分するよう要求する場合(「1対複数」の帰属決定問題)がこれにあたる。つまり、複数の資産をバスケット購入した際に、その取得原価を各資産にどのように配分すればよいのかといった問題である。この問題に対して、討議資料では、「『1対複数』あるいは『複数対複数』の配分に対する固有の非裁量的な解決方法は存在し得ないということは十分に証明されている」(par.214)としている。この場合、配分は、裁量的に行わざるを得ないのである。

信頼性水準の判断は、上述の2種類の不確実性を考慮して行われることとなるが、討議資料ではこのほか、不確実性に関する情報を開示することにより信頼性が改善されるとして、これを開示するよう勧告する。そのため、測定基礎の信頼性を評価する場合には、(a)当該測定基礎に固有な測定の不確実性の性質および範囲と、(b)測定の不確実性の性質および範囲という、当該測定基礎に関して提供される補足情報の目的適合性および信頼性、という両者を考慮するよう求められるのである。また、補足情報があることから、測定基礎は、測定の不確実性の幅が広いというだけの理由で信頼し得ないものとみなされるべきではない、と主張している。

5. 個々の測定基礎の比較・分析

これまでにみてきた全体的な問題に関する検討結果を受けて、討議資料はさらに、個々の測定基礎の比較・分析を行うわけであるが、ここではまず、その比較・分析の焦点ないし特徴について述べておくこととしたい。

すでに述べたように、その検討の目的は、当初認識時の資産・負債測定にとって望ましい測定基礎、また複数の測定基礎を用いる場合の適用ルールを決定することである。このうち、望ましい測定基礎の決定にあたり、討議資料では、市場価値測定目的のほうがエンティティ固有測定目的よりも目的適合性の点で優れているとする先の検討結果を利用する。具体的には、市場価値の測定を目的とするのは「公正価値」であり、その結果、公正価値が最も望ましい測定基礎であると結論づけるのである。しかしながら、公正価値はすべての資産・負債について、受入可能な程度の信頼性をもって測定できるわけではない。その場合、他の測定基礎で代用する必要が生じることとなる。そのため、公正価値以外の測定基礎については、なぜ公正価値よりも目的適合性の点で劣るのかという理由、また、公正価値の代用品としての利用可能性とその優先順位について検討が加えられるのである。なお、こうした理由から、討議資料では、まず最初に公正価値を取り上げている。以下、各測定基礎とその定義¹⁸を示したうえで、順次、その内容についてみていくこととする。

【表3】測定基礎とその定義¹⁹

測定基礎	定 義
1. 歴史的原価 (Historical Cost)	資産は、当該資産を取得するのと引き換えに与えられた対価の、取得時における公正価値で記録される。負債は、当該義務を引き受けるのと引き換えに受け取った対価の、引き受け時における公正価値で記録される。
2. 現在原価 (Current Cost)	ある資産、あるいはそれと同等の生産能力ないし用役潜在性をもつ資産の最も経済的な原価。この定義は再生産原価と取替原価の双方を取り込んだものである。
3. 再生産原価 (資産) (Reproduction Cost)	既存の資産を同一の資産と取り替えるのに掛かる、現在の最も経済的なコスト。
4. 取替原価 (資産) (Replacement Cost)	既存の資産を、同等の生産能力ないし用役潜在性をもった資産と取り替えるのに掛かる、現在の最も経済的なコスト。
5. 正味実現可能価額 (資産) (Net Realizable Value)	正常な営業循環過程における見積り売却価格から、その達成に掛かる見積りコストおよび売却に要する見積りコストを差し引いたもの。
6. 使用価値 (資産) (Value in Use)	資産の継続的な利用から、またその耐用年数期間終了時点における処分から生じると期待される見積り将来キャッシュ・フローの現在価値。
7. 公正価値 (Fair Value)	資産ないし負債が、十分な知識をもった、自発的な当事者の間で行われる独立第三者間取引において交換されうる金額。
8. 剥奪価値 (Deprivation Value) (=「企業にとっての価値 (Value to the Business) 」) ²⁰	当該資産を剥奪された場合に、エンティティが被るであろう損失。これは、測定日における取替原価と回収可能価額のいずれか低いほうとなる。なお、ここでの回収可能価額は、使用価値と正味実現可能価額のいずれか高いほうである。

(討議資料の説明をもとに作成)

5-(1) 公正価値

討議資料では、公正価値は市場価値の測定を目的とするものである、と説明する。そのため、公正価値の目的適合性に関する評価にあたっては、先に示した結論、つまり、資産・負債の当初認識時においては「市場価値測定目的」のほうが「エンティティ固有測定目的」よりも目的適合的であるとの結論が用いられることとなる。つまり、公正価値は市場価値のもつ諸特性を表現するものであり、目的適合性の点で優れていると判断されるのである。

ところで、その測定日に、当該資産ないし負債について直接観察することのできる市場価格が存在しない場合、公正価値は信頼性の点で制約を受けることとなる。そして、この信頼性のレベルという点から、今日、公正価値は以下のような階層構造をなすと考えられている。

【表4】公正価値ヒエラルキー

レベル1	公正価値は、その情報が入手可能な場合には、活発な市場における同一の資産ないし負債の観察可能な市場価格を用いて見積もられることとなる。
レベル2	その測定日において、同一の資産ないし負債に関する観察可能な市場価格が入手できない場合、公正価値は、類似する資産ないし負債に関する観察可能な市場価格を用い、両者の差異に関する情報が入手可能であればそうした差異に関する修正を施すことによつて見積もられるべきである。
レベル3	レベル1ないしレベル2の条件が満足されえない場合、公正価値はその他の価値評価技法を用いて見積もられることとなる。価値評価技法は、公正価値を見積もることという目的に合致するものであり、市場ベース情報が不当なコストと努力を要することなく入手可能な場合はいつでも、市場参加者が利用すると考えられる諸仮定を組み込むこととなる。市場ベース情報が不当なコストと努力を要することなしには入手できない場合、エンティティは実務上の便宜から、インプットとして独自の仮定を用いる場合がある。

(討議資料の説明をもとに作成)

それぞれのレベルについて順にみていくと、レベル1は「同一の」資産・負債に関わる活発な市場が存在する場合である。この場合、その活発な市場における観察可能な市場価格に基づいて公正価値が決定されることとなる。したがって、ある取引状況が「市場」であるかどうかの判断が求められることとなるが、討議資料では、こうした判断を行うための基礎として、「市場」を次のように定義している：

「十分な知識をもち、自発的な、対等な一団の当事者たちが、均衡価格に達するために、資産ないし負債に関する相当量の交換取引を行うこと。その際、測定日におけるリスクに相応する市場リターン率を稼得するないし支払うという市場の期待が反映される。」 (par.107)

なお、合理的で首尾一貫した判断を行うためには、さらにこれを支えるいくつかの重要な指針が必要であるとしながらも、その検討は討議資料の範囲を超えるものであるとし、そうした指針を導き出すために取り組む必要があると思われるいくつかの課題を示すにとどめている²¹ (par.239)。

次に、レベル2であるが、これは、「同一の」資産・負債の観察可能な市場価格はないものの、「類似する」資産ないし負債の観察可能な市場価格は存在する場合である。この場合、この「類似する」資産・負債の市場価格に修正を施すこととなるが、討議資料ではこれに関連して、検討を要する二つの課題を指摘している。1つは、大規模な取引を行うことにより、割引価格あるいは割増価格で取引を行った場合、取得した資産の測定値を少量の取引を行った場合の価格へと修正すべきかどうかというものである。これは測定単位が異なる場合、ブロック・ディスカウントやブロック・プレミアムに関する修正を行うべきかどうかという問題である。もう1つは、買収時に、当該被買収企業の保有する仕掛品の公正価値を、完成品の市場価格をもとに見積もる場合に生じる。この場合、市場が行うと期待されるような修正を行うことができるのかどうか、エンティティ固有の会計測定が公正価値に取って代わるべきなのかどうかという点が問題となる。

最後に、レベル3は、観察可能な市場が存在しない場合である。この場合、公正価値を測定するための測定技法もしくは測定モデルを用いて公正価値を見積もることとなる。この公正価値測定モデルは、討議資料の分類でいう「契約上の資産・負債」、特に金融商品については様々なものが開発・利用されている。しかしながら、討議資料では、非契約資産についてはこうしたモデルを構築することは困難であるとしている (par.259)。

なお、討議資料では、市場データが入手できない場合、エンティティ固有のデータおよび仮定を市場データの代用品として利用することも容認している。こうした例としては、資産の撤去に関わる引当金、訴訟により生じる支払要求、ならびに確定給付年金プランのもとで生じる負債がある (par.268)。しかしながら、「測定モデルは、信頼性をもって市場の期待を表現するとは証明することのできないエンティティ固有の期待に相当程度依存する場合には、資産ないし負債の公正価値に関する信頼しうる見積値を達成するとはみなされえない」 (par.267) と述べており、過度に利用される場合、結果として算定される見積値を公正価値として認めることはできないとしている。

以上でみてきたように、公正価値は、いくつかの比較的共通する状況では信頼性をもって測定することができない。そのため、討議資料では、公正価値が当初認識時の最も目的適的な測定基礎であると認められるならば、それが信頼性をもって測定できない場合、

他の測定基礎を公正価値の代用品として用いるよう提案するのである。なお、代用品を用いる場合には、できる限り公正価値測定目的に合致するような形で適用するよう努力すべきであるとしている。

5 - (2) 歴史的原価

次に、歴史的原価であるが、討議資料では、資産の定義から、資産測定の焦点は「当該エンティティに流入すると期待される将来の経済的便益を表すこと」(par.282)にあるとする。そのため、資産の測定では「回収可能性 (recoverability)」が考慮されるべきとされるのである。これに対して、歴史的原価はあくまで、「資産を取得するのと引き換えに与えられる対価」の公正価値であり、取得した資産そのものの価値を測定するものではない。そして、その回収可能性も考慮していないと考えられるのである。討議資料では、これを受けて、歴史的原価は目的適合性の点で公正価値よりも劣るとしている²²。

以上の結論から、歴史的原価は、公正価値が受入可能な程度の信頼性をもって測定し得ない場合に限り、当初認識時の資産・負債の公正価値の代用品として用いられるものとみなされる。そして、代用品として用いられるかどうかは、この後検討されるその他の測定基礎との関係によって判断されることとなるのである。なお、討議資料では、公正価値の代用品として用いる場合には、可能な限り公正価値測定目的に合致するよう適用するため、当該歴史的原価額が回収可能であると仮定すること、また取引コストを除外することなどを勧告している。

5 - (3) 現在原価、再生産原価ならびに取替原価 (Current Cost, Reproduction Cost and Replacement Cost)

ここでは三つの測定基礎がまとめて取り上げられるが、まず三者の関係を整理すると、討議資料では、「再生産原価」と「取替原価」の総称として「現在原価」という用語を用いている。そして「再生産原価」と「取替原価」は、資産の取替えにかかる現在の最も経済的なコストという点で共通するものの、前者が「同一の資産」との交換を想定するのに対して、後者は「同等の生産能力ないし用役潜在性をもった資産」との交換を想定している点で異なると説明するのである。

この再生産原価と取替原価は、いずれも測定日に費消され则认为られる金額の尺度となることを目的としており、歴史的原価と同様、取得対象となる資産そのものの価値を測定することは意図していない。そのため、歴史的原価と同様の理由から、目的適合性の点

で公正価値よりも劣ると判断されるのである。なお、取替原価についてはさらに、これは市場価値と一致することもあるものの、資産の用役潜在性ないし生産能力に関するエンティティ固有の期待を示すものであるとの理由からも、公正価値より劣るとしている。

目的適合性に関する以上の結論から、「再生産原価」と「取替原価」は、歴史的な原価と同様、受入可能な程度の信頼性をもって公正価値を測定し得ない場合に限り、その代用品として用いられることとなる。討議資料ではさらに、この三つの測定基礎を公正価値の代用品として用いる場合、その優先順位は取替原価、再生産原価、歴史的な原価の順になるとしている。これは目的適合性の高い順に並べられているわけであるが、討議資料で示された理由を整理すると、まず歴史的な原価は実際に資産と引き換えに支払われたものを測定するのに対して、現在原価は合理的に考えて最も経済的な金額を測定するものである。そのため、後者のほうが市場価値に近いという意味で目的適合性が高いと考えられる。そして、現在原価のなかでは、取替原価のほうが、再生産原価で表現される以上のものを表現しようとするものであるという意味で、概念上、より目的適合的であると考えられるとしている。なお、この取替原価は、エンティティ固有の背景のもとで測定を行うことから、信頼性の点で問題が生じやすく、すべての資産・負債に対して常に適用しうるものではないとしている。そのため、取替原価が適用できないために、再生産原価、さらには歴史的な原価が選択されるという場合も考えられるのである。

5 - (4) 正味実現可能価額

正味実現可能価額は資産のもつ便益価値に関する尺度であり、資産そのものの価値を測定することを目的とする。その点で、原価ベースの測定基礎（歴史的な原価、再生産原価および取替原価）とは異なっており、目的適合性との関連で原価ベースの測定基礎について指摘された問題は、正味実現可能価額には当てはまらないと考えられる。

しかしながら、討議資料は、定義で示された「正常な営業循環過程における見積り売却価格」という文言から、正味実現可能価額を、販売を通じた実現を前提とするものとみなす。そして、その金額はエンティティ固有の期待を背景として決定されることとなるため、正味実現可能価額はエンティティ固有測定目的に分類されると判断するのである。よって、討議資料では、正味実現可能価額もエンティティ固有価値の測定を目的とするものであり、市場価値の測定を目的とする公正価値よりも目的適合性の点で劣るとしている。

以上のことから、正味実現可能価額は、公正価値が受入可能な程度の信頼性をもって測定し得ない場合に限り、その代用品として用いられることとなる。しかしながら、代用品

として用いる場合、これを可能な限り公正価値測定目的に合致するよう適用するため、取引コストの排除や、「正常な事業過程における見積り売却価格」等に対する修正が求められることとなる。つまり、公正価値の代用品として正味実現可能価額を実質的に再解釈するのであるが、その場合、修正後の測定基礎は、正味実現可能価額の定義とは異なるものとなってしまふ。そのため、公正価値の代用品として役立つかどうかという観点からみた場合、「伝統的に定義されたものとしての正味実現可能価額には何一つ役割がなくなる」(par.375) のである。

5-(5) 使用価値

使用価値は、資産の使用というエンティティ固有の状況を背景として測定されることからエンティティ固有測定目的に分類される。そのため、使用価値は、市場価値の測定を目的とする公正価値よりも目的適合性の点で劣ると判断されることとなる。なお、討議資料では、定義に含まれる「資産の継続的な利用」という文言から、本来、その適用対象は非契約資産（つまり、使用目的資産）に限定されるべきであるとの指摘を行っている。

以上のことから、使用価値は、公正価値が受入可能な程度の信頼性をもって測定し得ない場合に限り、その代用品として用いられることとなる。とはいえ、使用価値はエンティティ固有測定目的に合致するものであるため、これをそのまま適用することはできない。そのため、討議資料では、公正価値の代用品として用いる場合、可能な限り公正価値測定目的に合致する基礎に基づいて現在価値技法を適用する等の変更を行うよう求めている。なお、その見積値が、市場の期待と同じであると正当化し得ないようなエンティティ固有の期待に相当程度依存する場合には、これを公正価値に代わる「混合的な測定基礎代用品 (a hybrid measurement basis substitute)」(par.392) とみなすべきであるとしている。

5-(6) 剥奪価値

剥奪価値は、周知のように、合理的な経営者が当該エンティティのおかれた環境条件のもとで実行すると期待されるべき機会、つまり、その資産の使用あるいは販売という機会に基づいて資産の測定を行うものである。討議資料では、まず、単純な例によって、この剥奪価値と公正価値との関係を明らかにする。ここでは、(a)資産の公正価値 100、(b)資産の購入に関わる取引コスト 5（よって取替原価は105）、ならびに (c)資産の売却に関わる取引コスト 3（よって、正味実現可能価額は97）と仮定する。また、資産の使用価値は市場の観点から見積もられるものとする。この場合、剥奪価値の決定ルールに従って

考えていくと剥奪価値は100となり、公正価値と等しくなるのである²³。

この例で注目すべきは、「剥奪価値が市場の期待に基づいて測定されている」という条件である。この場合、上で示したように剥奪価値と公正価値は等しくなる。これに対して、エンティティ固有の期待に基づいて測定する場合、使用価値が公正価値を上回ると考えられるため、両者は異なったものとなるのである。なお、討議資料では、剥奪価値を構成する三つの測定基礎は、いずれも相当程度エンティティ固有の期待に基づいたものとなっている。そのため、剥奪価値は目的適合性の点で公正価値よりも劣ると判断されるのである。

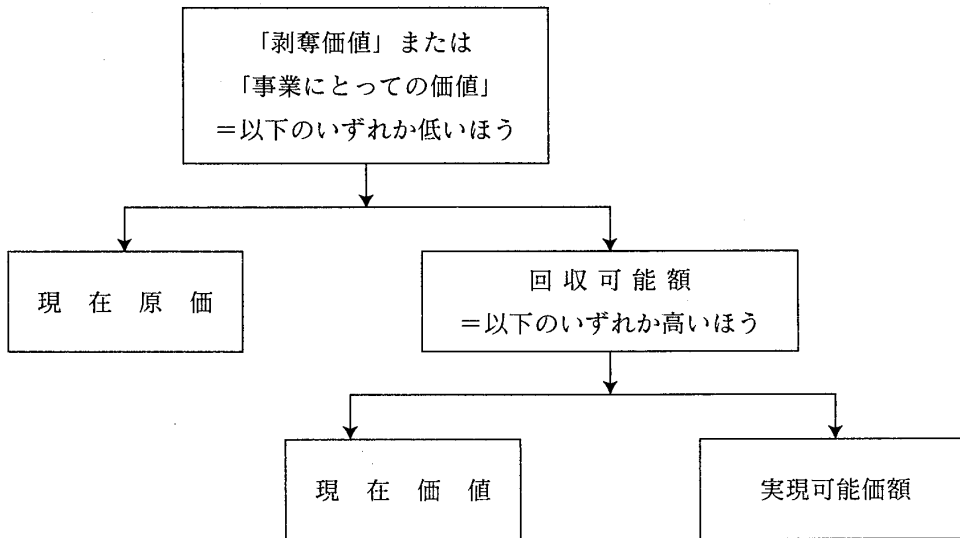
目的適合性に関する以上の結論から、剥奪価値は、公正価値が受入可能な程度の信頼性をもって測定し得ない場合に限り、その代用品として用いられることとなる。なお、討議資料では、剥奪価値をできる限り市場価値測定目的に合致した形で適用するため、剥奪価値について以下のような修正を行うよう提案する。:

- (a) 信頼性をもって取替原価を測定することができない場合、再生産原価を利用する。そのため、「取替原価」は、両者を包含する概念である「現在原価」に置き換える。
- (b) 「正味実現可能価額」は、取引コストを排除するなどして可能な限り公正価値測定目的に合致するよう修正を加える。なお、修正後の測定基礎はもはや「正味実現可能価額」の概念にそぐわないため、「実現可能価額」へと名称を変更する。
- (c) 「使用価値」は、可能な限り公正価値測定目的に合致するよう修正する。なお、修正後の測定基礎はもはや「使用価値」と呼ぶにふさわしくない現在価値見積値となることから、「現在価値」へと名称を変更する。

討議資料では、こうした修正を踏まえて剥奪価値の定義を修正し、公正価値の代用品として用いられる場合の剥奪価値を次のように表現している (par.408):

「現在原価と回収可能額とのいずれか低いほう。なお、この場合の回収可能額は、実現可能価額と当該資産によって生成される将来の正味キャッシュ・フローの現在価値とのいずれか高いほうとなる。」

【図1】修正後の剥奪価値決定フレームワーク



6. 討議資料の提案する当初認識時における測定ヒエラルキー

前節での分析結果を整理すると、目的適合性の点で最も優れた測定基礎は公正価値であった。そのため、理想としては、資産・負債はすべて、その当初認識時に公正価値で測定されるべきと結論づけられる。しかしながら、現実的には、受け入れ可能な程度の信頼性をもって公正価値を測定することが難しい状況も多々ある。そのため、その場合には、公正価値の代用品として他の測定基礎を適用するよう求められるのである。

以上のことから、当初認識時の資産・負債測定にあたっては、複数の測定基礎を利用することとなるのであるが、その場合、いつまたはどのような環境のもとで特定の測定基礎が利用されるべきかを決定するための、測定基礎の選択ルールが問題となる。これに応えて、討議資料では「当初認識時の測定ヒエラルキー」を提示している。これは、上述の公正価値の測定に伴う信頼性水準や公正価値の見積り方法等の違いを考慮し、当初認識時の測定基礎の選択ルールを、公正価値を中心とした階層構造として説明するものである。以下では討議資料で提案された「当初認識時の測定ヒエラルキー」の内容についてみていくこととする。

討議資料の提案する測定ヒエラルキーは、「受入可能な程度の信頼性をもって公正価値を見積もることができるかどうか」という点から、レベル1・2とレベル3・4に大別される。そして、前者では当初認識時の資産・負債の測定基礎として公正価値が選択され、後者では公正価値の代用品が適用されることとなるのである。

【表5】当初認識時における測定ヒエラルキー

受入可能な程度の信頼性をもって公正価値を見積もることができる場合	レベル1	当初認識時またはそれに近い時点において、測定対象となる資産ないし負債と同一の資産ないし負債に関する観察可能な市場価格が存在する場合、または類似する資産ないし負債に関する観察可能な市場価格が存在し、かつ、市場の期待に合致するよう、(i) 市場で取引される資産ないし負債と、測定対象となる資産ないし負債との間にみられる差異について、そして(ii) 何らかの時間の差異 (any time difference) について、信頼しうる調整を行いうる場合をいう。
	レベル2	レベル1の条件を満たすような観察可能な市場価格はないが、当初認識時に測定されるべき資産ないし負債の市場価格を見積もるための一般に認められたモデルないし技法が存在する場合、また、そのモデルないし技法のなかで市場参加者が決定を行う際の基礎になると期待されるすべての重要なインプットが、観察可能な市場価格、あるいは信頼性をもって測定することのできる事象を示している場合をいう。
受入可能な程度の信頼性をもって公正価値を見積もることができない場合	レベル3	現在原価の見積値： (a) 資産は、当初認識時に、その現在原価で測定されるべきである。なお、この金額は信頼性をもって見積もることができ、かつ回収可能であると合理的に期待しうるものとする；および (b) 負債は、当初認識時に、その現在対価額で測定されるべきである。なお、この金額は信頼性をもって見積もることができ、かつその未払額を表現していると合理的に期待されうるものとする。
	レベル4	レベル1、2ないし3の条件が満たされない場合、資産ないし負債は、当初認識時に、認められたモデルないし技法に基づいて測定されるべきである。信頼しうる市場ベースのデータが入手できない限り、その測定モデルないし技法は、信頼性をもって見積もることのできるエンティティ固有のデータ、つまり、明らかに観察可能な市場の期待と合致しない(エンティティ固有の)データを利用すべきである。
認識せず		

(討議資料の説明をもとに作成)

さらに詳しくみていくと、レベル1は、同一の資産・負債の観察可能な市場価格、あるいは類似の資産・負債の観察可能な市場価格に修正を加えたものを利用してその公正価値を決定するよう要求する。そのため、レベル1は、「市場」(前節の公正価値に関する説明で示した「市場」の定義を満たすもの)の存在を前提としているのである。これに対して、

レベル2はそうした「市場」が存在しない場合を前提とする。そして、一般的に認められたモデルないし技法を用いて資産・負債の公正価値を見積もるよう要求するのである。

次に、レベル3および4についてであるが、これは公正価値の代用品としての各測定基礎の適用順位を示したものであり、討議資料では、前節で示した公正価値の代用品として用いる場合の剥奪価値の決定ルールに合致したものと説明している。つまり、レベル3は「現在原価（＝取替原価を修正したもの）」に相当し²⁴、レベル4は「実現可能価額（＝正味実現可能価額を修正したもの）」と「現在価値（＝使用価値を修正したもの）」とのいずれか高いほうを示す回収可能額に相当するのである。なお、レベル3、レベル4という順位付けについてであるが、これは、当初認識時では現在原価のほうが回収可能額を下回るとの判断に従ったものである。というのも、回収可能額のほうが低い場合、その資産を取得しようとはしないからである。以上が討議資料の提案する当初認識時の資産・負債に関わる測定ヒエラルキーである。

ところで、レベル2とレベル4についてであるが、両者は、一般に認められたモデルないし技法を用いるよう要求する点で共通している。しかしながら、前者はそのインプットとして市場の期待を用いるのに対して、後者はエンティティ固有のインプットに大きく依存するという違いがある。つまり、エンティティ固有の期待に大きく依存する場合、結果として算定される見積値は公正価値とはみなされないのである。

最後の「認識せず」についてであるが、これは上述の測定基礎のいずれも適用することができない場合の処理法である。この場合、認識規準のひとつである「測定可能性」が満たされないこととなるため、資産・負債の認識が行われないと考えられる。

結びに代えて

これまで討議資料での検討内容とその結論について整理してきたが、最後に、そのなかで特徴的と思われるいくつかの点を指摘することで結びに代えることとしたい。

ここで討議資料の主張を改めて確認しておくが、討議資料では、当初認識時の資産・負債測定における最も望ましい測定基礎を決定するにあたり、資産・負債の定義と有用な情報の備えるべき質的特徴を重視し、検討の結果、「公正価値」が最も望ましいとの結論を示している。そして、理想としてはすべての資産・負債を公正価値で測定する全面公正価値測定を要請するのである。しかしながら、公正価値は十分な信頼性をもって見積もることができない場合もあることから、その際には他の測定基礎を代用品として用いるよう求

めている。そのため、いかなる状況において、どの測定基礎が選択されるべきかという適用ルールを明確にする必要があるわけであるが、討議資料では、これを「測定ヒエラルキー」として整理したのである。このように、当初認識時の資産・負債測定における測定基礎の適用ルールを、公正価値を中心として統一的に説明したという点は評価されるべきであろう。

しかしながら、こうした主張の出発点となる公正価値の優位性を説明するにあたり、討議資料では、資産・負債の定義と目的適合性および信頼性という質的特徴を重視するものの、利益計算との関係については十分な検討を行っていない。その意味で、今回の結論は貸借対照表情報を重視する立場から導かれた結論とみることができるのである。

このほか、討議資料では、公正価値を効率的市場における均衡価格に相当するものと考えているため、当初認識時における実際の取引価格（＝歴史的原価）と公正価値とが相違することも考えられる。そしてこの場合、討議資料は公正価値で測定するよう要求し、公正価値と歴史的原価との差額については、当初認識時に損益として処理することも容認するのである。その意味で、「取引に基づく会計」(transaction-based accounting)からの離脱を認めるものであり、仮想的な取引金額を貸借対照表上で表示するよう要求することにつながると考えられるのである。

なお、討議資料はあくまでプロジェクトの第一段階であり、「再測定時」を扱う第二段階での検討いかにによってはその内容が修正されることも考えられる。また、プロジェクトの第二段階では利益計算との関係を見捨てることはできず、この点についても何らかの検討結果が示されるはずである。その点で、本プロジェクトがどのように進展していくか、今後の動向を見守りたい。

《注》

- 1 この討議資料は国際会計基準審議会 (IASB) の要請を受けて、カナダ会計基準審議会 (AcSB) のスタッフが作成したものである。なお、討議資料で示された見解はあくまでスタッフ個人によるものであり、IASBやAcSBの正式な見解ではない、としている。
- 2 討議資料では、これにあたる事項として、(a) IAS16「有形固定資産」やIAS40「投資不動産」で原価と公正価値との選択適用を認めていること、(b) IASB基準とFASB基準の間では減損の処理に違いがみられること、ならびに (c) 金融商品やヘッジの会計では、適切な測定基礎に関する見解の対立が解決されるまでの妥協案として、裁量的な混合測定が採用されていること、という三点を指摘している (par.8)。
- 3 討議資料で示された結論は、プロジェクトの第二段階にあたる再測定時の分析においても考慮されるが、これを拘束するものではない。その意味で、本討議資料での結論は暫定的なものであるとされる (par.21)。
- 4 このプロジェクトは「予備調査」との位置づけがなされており、結果として、その検討対象を「基本的な主要問題 (essential primary issues)」に限定するという制限が課されている (par.12)。そのため、以下の点につ

いては検討対象から除外すると述べている：

- (a) 貨幣単位の購買力の変動。つまり、インフレーション／デフレーションの効果（各種の測定基礎が特定の価格変動の影響を反映する相対的能力は考察対象とされる）；
- (b) 各種の測定基礎が財務業績報告に及ぼすインプリケーション（資産・負債の測定が報告利益に及ぼすインプリケーションは検討対象とされる）；
- (c) 外貨換算にかかわる問題
- (d) 法人税にかかわる問題；
- (e) 特定の産業に固有の問題；あるいは
- (f) 独立当事者間取引以外の源泉から生じた資産ないし負債

また、討議資料では、既存の会計基準に従って「財務諸表上で認識されている」資産および負債の測定基礎に取り組むものであり、認識基準の変更を要請することはないとしている。

- 5 参考として、国際会計基準委員会の「財務諸表の作成表示に関する枠組み」（1989年7月公表）に掲記された測定基礎を示すと、①歴史的原価、②現在原価、③実現可能（決済）価額、ならびに④現在価値の4つである。また、米国財務会計基準審議会の概念報告書第5号『営利企業の財務諸表における認識及び測定』（1984年12月）では、①歴史的原価（実際現金受領額）、②現在原価、③現在市場価値、④正味実現可能（決済）価額、ならびに⑤将来キャッシュ・フローの現在価値（または割引価値）という5つの測定基礎（FASBでは、正確には「測定属性」という用語を用いている）を挙げている。
- 6 討議資料も指摘しているように、IASBの概念フレームワークはその序文で、「本フレームワークは一定範囲の会計モデル、そして資本概念および資本維持概念に対して適用可能なものとなるよう作成されたものである」（最終パラグラフの最後の一文）と述べている。そのため、今回取り上げるような測定基礎の問題を解決する意思をもっているわけではなく、上記の評価基準だけで測定上の問題のすべてを解決できるわけではない。そのため、討議資料では、経済理論や利用者ニーズに関する証拠が必要とされることも認めている（par.57）。
- 7 討議資料では、この目的適合性を、理解可能性、目的適合性、ならびに比較可能性という質的特徴を包含した意味で用いるとしている。
- 8 これは英国の会計基準審議会の公表した「財務報告のための原則書」において採用されている考え方であり、また討議資料では、さらに国際会計基準書の第8号「会計方針、会計上の見積りの変更および誤謬」においても同様の見解がみられるとしている（討議資料のパラグラフ202を参照されたい）。なお、米国の概念フレームワークでは、目的適合性と信頼性との関係をトレードオフ関係として捉えている点で相違がみられる。。
- 9 討議資料では、こうした相違の生じる原因、つまりエンティティ固有測定が市場価値と異なる理由を「エンティティが他の市場参加者との関係で認識している優位性あるいは劣位性」（par.116）と説明する。また、さらに利益計算への影響にも言及し、当初認識時にその優位性ないし劣位性を市場価値で測定する場合には「それが市場で認識されることとなるその後の諸期間における価値増加ないし価値喪失として、純利益のなかで報告されることとなる」（par.116）のに対して、エンティティが当初認識時に資産ないし負債をエンティティ固有測定で測定する場合には、そのエンティティの予想する優位性ないし劣位性は当該資産の当初測定に組み込まれる、と述べている。
 なお、討議資料では両者についてのより詳細な比較表を示している。これについては討議資料のパラグラフ122を参照されたい。
- 10 エンティティ固有測定が市場価値と異なる場合、これが追加的な情報価値をもつ場合がある（par.129）。そのため、討議資料では、エンティティ固有測定に補足情報としての役割を認めている。
- 11 契約上の権利および義務は、本討議資料の目的から、政府規制または法廷で解釈されるコモン・ローのものと一定金額の受取りないし支払いを求める要求事項、例えば、環境へのダメージを回復する義務を法律上で強制するような要求事項と本質的に同じものになると考えられる。それらはまた、IAS37で定義されたものとしての「推定上の債務（constructive obligations）」をも含むものと解釈される。こうした広義の解釈に基づ

き、討議資料では、その目的から、すべての負債は、本来それが契約上のものであるかのように処理されるべきであるとの提案を行っている。

12 こうした差異が生じる原因について、討議資料では、「異なる市場で取引される諸資産ないし諸負債の間に見られる価値影響要因の差異、エンティティ固有取引、あるいは公正価値の決定から除外されるべきその他のコストやベネフィットを原因とする場合がある」(par.180)としている。

13 討議資料は、入口市場が存在しない状況（被取得事業に属する完成品）や入口市場が目的適格的ではない状況（特定の履行債務など）もありうる（par.180）としながらも、それは本討議資料の検討範囲を超える問題であるとし、それ以上の検討を避けている。

また、討議資料は、「同一の（identical）」資産ないし負債についても、明らかに異なる価格をもつ複数の市場が存在する場合があるとしながらも、この点について更なる研究を行うよう勧告するにとどめている（par.182）。なお、こうした差異が生じる原因については、その1つとして、「特定の市場へのアクセスを制限する法律上の要請や許認可に関する協定（licensing arrangement）」（par.181）を挙げている。

14 ポートフォリオについては、討議資料は、「類似の資産および負債からなるグループで、そこにおいてそうした諸資産ないし諸負債が個々のアイデンティティを維持しうるもの」（par.149）と定義している。

15 討議資料では、測定日以降に価値が変動するかもしれないというボラティリティは、不確実性の問題とは区別すべきとしている。というのも、当該測定日において資産・負債は正確に測定されているのであり、信頼性水準に影響を及ぼすことはないためである。

16 なお、概念フレームワークでは「合理的な見積値」であるかどうかを判断するための量的基準がしめされていない。そのため、これは個々の基準書や主観的な判断に任されることとなる。

17 経済的不確実性については、「すくなくとも重要な制約的仮定を置くことなしには、ある現象を、それを正当な根拠をもって定量化するのに十分なだけの具体的な条件によって規定することができない場合に生じる」（par.212）と説明されている。

18 これは、IASBの基準書等で用いられているものを基礎としつつ、これに修正を加えたものと説明されている。なお、剥奪価値はIASBでは用いられていない。

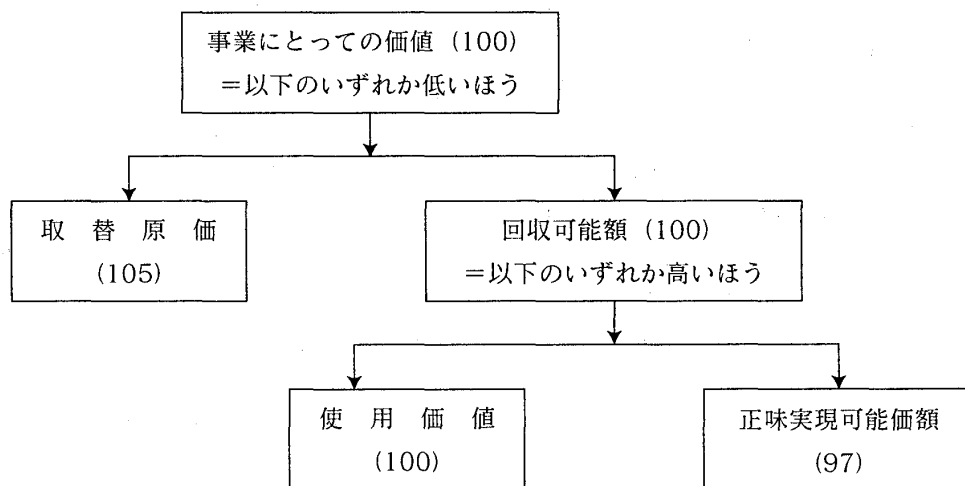
19 ここで「(資産)」と付された測定基礎は、IASBの基準書では、資産にのみ用いられる用語である。そのため、負債についてこれに相当する用語は見当たらないが、討議資料では、負債の現在原価に相当するものとして「現在対価額（current consideration amount）」という用語、また、負債の使用価値に相当するものとして「履行コスト（cost of performance）」という用語を用いている文献もあるとしている。

20 剥奪価値について、討議資料では、単に取替原価、正味実現可能価額ならびに使用価値という三つの測定基礎の間での選択を行うための意思決定ルールとする考えもあり、また「経営者行動に関するひとつの支配的な理論を基礎とするものであり、三つの測定基礎を異なる測定アプローチへと統合するという、ひとつの重要な次元を付加すると主張されることもある」（par.73）としている。

21 討議資料で示された課題としては、①「十分な知識をもった当事者」という条件を満足させるための条件、②ビッド価格とアスク価格とに大幅な差がある場合の原因とその会計処理、ならびに③実際の取引価格と公正価値（＝市場価値）とが異なる場合の会計処理、の三つがある。

22 討議資料では、費用収益対応という観点からみても、当初認識時に資産を公正価値で測定するほうが優れているとしている。その理由としては、当初認識時に公正価値と歴史的な原価とが異なる場合、獲得した便益を表す公正価値と、当該資産を取得ないし創出するために為された犠牲を表す歴史的な原価との対応の結果として損益が生じること、そして、これにより、期待されるエンティティ固有の優位性ないし劣位性が将来期間に繰越されることがなくなることを指摘している。なお、この当初認識時に生じる損益については、資産の取得活動ないし創出活動の効率性に関する市場の尺度を示すとしている（par.295）。

23 まず、使用価値（100）と正味実現可能価額（97）のいずれかが高いほうが回収可能額となる。そして、この回収可能額（100）と取替原価（105）のいずれかが低いほうが事業にとっての価値となる。そのため、この



例では、事業にとっての価値は100となり、公正価値と等しくなるのである。

24 信頼性をもって現在原価を測定することができ、且つ、それが歴史的な原価と大きく異なるという説得的な証拠がない場合には、現在原価の代わりに歴史的な原価で測定することも認められるかもしれないとしている (par.432)。

【参考文献】

Accounting Standards Board, *Statement of Principles for Financial Reporting*, Dec.1999.

Financial Accounting Standard Board (FASB), *Statements of Financial Accounting Concepts*, John Wiley & Sons, Inc.

平松一夫・広瀬義州訳『FASB財務会計の諸概念 [増補版]』中央経済社, 2002年。

———, *Exposure Draft, Fair Value Measurements*, June 2004.

International Accounting Standards Board, *Discussion Paper, Measurement Bases for Financial Accounting — Measurement on Initial Recognition*, Nov. 2005.

International Accounting Standard Committee, *Framework for The Preparation and Presentation of Financial Statements*, Sep.1989. 企業会計基準委員会および財団法人財務会計基準機構監修『2004 国際財務報告基準書』レクシスネクシス・ジャパン株式会社, 2005年。